

熱中症予防のため、在宅でエアコンが1台もない  
市民税非課税の高齢者世帯等に

# エアコン購入費用を補助します

**対象世帯** (以下の①～③の要件を全て満たす世帯です)

- ①市内に居住し、住所を有する方で次のいずれかの世帯
  - ・65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯
  - ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
  - ・65歳以上の高齢者と障がい者のみで構成されている世帯
- ②世帯員全員が市民税非課税又は生活保護受給者
- ③現に居住している住宅において、エアコンが1台も設置されていない、または故障により使用できるエアコンがない世帯

※住民票上、世帯分離していても、同じ住宅に64歳以下の方が同居している場合は対象外です。

※介護保険施設や有料老人ホームなどに入所している場合は対象外です。

※借家の場合は、所有者からのエアコン設置の同意が必要です。

## 対象となるエアコン

対象世帯が現に居住する住宅に設置する次のエアコン

- ・能代市内の販売店より購入した、天井や壁、窓枠等に固定して設置・使用する新品のエアコンです。中古品や故障修理、床に置いて使用する物は対象外です。

## 補助金額

67,000円を限度に、エアコン本体購入費と設置・工事費の合計の2分の1を補助します。

※1世帯につき1回1台限りです。

※申請前に購入した場合やエアコン購入に係る延長保証料、故障したエアコンの撤去・処分費は補助対象外です。

## 申請受付期間

令和7年4月10日(木)～9月30日(火)

※手続きの流れについては、裏面をご覧ください。



## ～ 補助金の手続きの流れ ～

### ①補助金の申請

「交付申請書」に必要事項を記入し、市内の販売事業者が作成した「見積書の写し」を添付して、申請してください。  
※申請書には販売事業者から記入いただく箇所があります。  
※必ずエアコン購入前に申請してください。

### ②補助金の交付決定

後日、市から申請者へ補助の可否を通知します。

### ③エアコンの購入・設置

補助金交付決定通知が届いた後に、見積書を作成した販売事業者からエアコンを購入し、設置してください。

### ④実績報告と請求

エアコンの設置完了後、「実績報告書兼請求書」に必要事項を記入し、「領収証の写し」、「保証書の写し」、「申請者名義の通帳の写し」を添付して、提出してください。

### ⑤補助金の支払い

提出書類を確認後、補助金額を確定し、補助金を申請者の口座に振り込みます。

### 申請窓口

- ・市民福祉部 長寿いきがい課  
(新庁舎1階⑩～⑫窓口)  
電話0185-89-2156
- ・二ツ井地域局 市民福祉課  
(二ツ井町庁舎1階④窓口)  
電話0185-73-5500

